

筑西広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則

平成 15 年 9 月 25 日

規則第 11 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号

令和元年 7 月 16 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成 15 年組合条例第 3 号。以下「組合条例」という。）第 2 条により、その例によることとされる筑西市個人情報保護条例（平成 17 年筑西市条例第 16 号。以下「市条例」という。）第 47 条の規定に基づき、組合条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(費用負担)

第 2 条 市条例第 36 条第 2 項に規定する写しの交付及び送付に要する開示請求者の費用負担額は次の表に定める額とする。

区分		金額
写しの交付に要する費用	乾式複写機により写しを作成する場合 (日本産業規格 A 列 3 判までの大きさ)	1 枚につき 10 円
	その他の方法により写しを作成する場合	当該作成に要する費用
写しの送付に要する費用		郵送に要する費用

(準用)

第 3 条 前条に定めるもののほか、組合条例の施行については、筑西市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年筑西市規則第 14 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 16 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。